

平成30年3月15日

週休2日試行工事实施要領を次のように定める。

鹿児島市交通事業管理者

交通局長 鞍掛 貞之

## 週休2日試行工事实施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、鹿児島市交通局が発注する建設工事において、週休2日試行工事を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 建設業界においては、若手技術者の入職が減少し、将来にわたる安心安全な社会資本の維持に支障が生じるおそれがあることが懸念され、中長期的な担い手の確保・育成が大きな課題となっていることから、建設現場の将来の担い手確保のため、労働環境改善の取り組みとして週休2日制が可能な環境づくりを推進することを目的とする。

### (定義)

第3条 週休2日とは、対象期間において、1週間のうち土・日曜日を休日として確保し、当該現場は完全閉所とすることをいう。ただし、現場の特性や地元調整など、やむを得ず土・日曜日に作業を行う場合には、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、休暇以外で振り替えできるものとする。

2 対象期間とは、工事着手日（準備期間は除く。）から工事完成届出日までをいう。

3 完全閉所とは、工事及び測量等の現場作業や現場事務所での事務的作業など、一切の作業を行っていない状態をいう。

### (対象工事)

第4条 対象工事は、交通局が発注する工事（建築工事及び設備工事並びにこれらに関連する工事を除く。）において、次の各号のいずれにも該当しない工事とする。

(1) 竣工期限を設定して執行する工事

(2) 災害復旧工事を含む緊急性のある工事

(3) その他土・日曜日の休日確保が困難であると判断される工事

2 発注者は、前項の工事を発注する場合は、特記仕様書に必要事項を記載し、対象工事であることを明記するものとする。

### (試行方法)

第5条 受注者は、契約後、施工計画書の提出前に週休2日試行工事の実施の意向について、

打合せ簿により発注者に速やかに報告し、実施の有無を決定する。

- 2 当該工事に取り組む受注者は、施工計画書の提出時に、第3条第1項に規定する休日を明示した休日取得計画表（別紙1）（以下「計画表」という。）を発注者に提出する。
- 3 受注者は、週休2日試行工事である旨を看板等で掲示する。（別図1参照）
- 4 週休2日の実施に伴う工期の変更は認めない。

（実施報告）

第6条 受注者は、計画表に休日の取得状況を記入し、毎月月末に発注者に報告しなければならない。

- 2 受注者は、前項の休日の取得状況が確認できる書類（工事日誌や出勤簿等）を併せて発注者に提示しなければならない。

（休日の変更）

第7条 受注者は、工事工程の都合など、不測の事態等によりやむを得ず土・日曜日に作業を行う必要が発生した場合は、第3条第1項ただし書きの規定に基づき、事前に振替日（作業発生日の前後6日間）を監督員に報告の上、承諾を得なければならない。

- 2 不測の事態等のうち、次の各号に掲げる状況など、受注者の責によらないと判断できる場合において土・日曜日（振替日を含む。）に作業を行った時は、休日として取り扱うものとする。

- (1) 発注者が、作業又は現場パトロール等を要請した場合
- (2) 現場内にて災害又は第三者による事故等が発生し、早急に対応する必要がある場合
- (3) 周辺住民等からの要望等に対応するため作業が必要である場合

（工事費の積算）

第8条 休日確保等について前条までの必要な条件を全て満たした場合、発注者は最終変更契約において、間接工事費の率にそれぞれ次の補正係数を乗じた補正を行うものとする。

- (1) 共通仮設費 1.02
- (2) 現場管理費 1.04

（留意事項）

第9条 週休2日試行工事の実施に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意することとする。

- (1) 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日の前日等に休日中の作業が発生するような指示等を行わない。
- (2) 発注者は、受注者からの協議等にはできる限り速やかに対応する。
- (3) 施工中における現場条件の変更等による工期延長は、従来の取扱いとする。
- (4) 資材搬入、交通誘導、調査業務、運搬業務等、下請工事に該当しないものは週休2日の対象としない。

付 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。